【男性労働者の育児休業等取得状況の公表】

（育児・介護休業法 第 22 条の 2 ）

2026 年 10 月 1 日
株式会社甲府キンダイサービス

男性労働者の育児休業等取得率について、「育児・介護休業法」に基づき、以下の通り、公表いたします。

■ 対象期間
2025 年 8 月 1 日 ～ 2026 年 7 月 31 日

■ 男性の育児休業等取得率 －（0%）
育児休業等取得率
＝ 配偶者が出産した男性労働者（当該期間の対象者は 0 名）のうち、育児休業等を取得した労働者の割合